

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	29	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 成田国際空港株式会社が所有する固定資産のうち、成田国際空港の設置及び管理並びに同空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要不可欠な以下の固定資産</p> <p>① 基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）の用に供する土地及び構築物 ② 航空保安施設の用に供する固定資産</p> <p>・特例措置の内容 現在講じられている成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産にかかる固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（8分の7）について、その適用期限を平成31年度まで延長する。</p>		
関係条文	〔 地方税法附則第15条第19項 地方税法施行令附則第11条第20項 〕		
減収見込額	〔初年度〕－（▲429） 〔平年度〕－（▲429） 〔改正増減収額〕 +100 (単位：百万円)		
要望理由	<p>（1）政策目的 我が国の国際線のメイン空港である成田国際空港（以下「成田空港」という。）の設置・管理という、極めて公益性の高い事業を行い、国が100%の出資を行っている成田国際空港株式会社（以下「成田会社」という。）の経営安定化を図り、成田空港の容量拡大・機能強化を着実に実施することにより、成田空港のアジアのハブ空港としての地位確立を図り、我が国の更なる成長につなげる。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成田空港は、我が国の国際航空旅客の約4割、国際航空貨物の約6割を取り扱っており、我が国の中心的な玄関口としての役割を果たしている。 ・「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」（平成29年6月9日閣議決定）においても、首都圏空港の機能強化については、「羽田・成田両空港の処理能力を2020年までに各4万回拡大する。成田空港では、第3滑走路整備、夜間飛行制限の緩和等について、地方公共団体の要望等を踏まえ、関係機関と速やかに検討を進め、更なる機能強化に取り組む。」とされている。 ・成田空港は、本来は国が設置・管理を行うべき空港であるが、当該空港の設置・管理を効率的に行うため成田会社が行うこととされているものであり（空港法第4条）、空港管理者である成田会社の経営安定化を図る公益性は極めて高い。 ・現在、成田空港を含む首都圏空港の空港処理能力を平成32年度までに現在の75万回から8万回（成田は4万回）の拡大に取り組んでおり、首都圏の国際競争力、国内各地への経済効果の波及、「明日の日本を支える観光ビジョン—世界が訪れたくなる日本—」（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）における政府目標「訪日外国人旅行者数2020年：4000万人、2030年：6000万人」への対応及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への万全な対応のため、首都圏空港の更なる機能強化を図る必要がある。 ・さらに近年では、近隣アジア諸国との空港間競争が激化しているほか、成田空港においては、既に国際線の出発・到着が集中する夕方の時間帯には航空会社の就航需要に応え切れていない状況にある。このため、成田会社としても、更なる機能強化の実現に向けて多額の設備投資（誘導路、駐機場等）を予定している。今後、設備投資を着実に実施し、成田空港の競争力を強化するためにも、本特例措置により成田会社の負担を軽減し、成田会社の経営安定化を図る必要がある。 ・なお、成田空港の国内線は17都市18路線の就航となっており、路線のうちLCCが13路線占めてい 		
	ページ	29-1	

るなど、国内線においても成田空港への期待は大きなものとなっている。

成田会社の経営の在り方については、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において、「今後、首都圏空港における容量拡充の推移、全国の空港経営の在り方に関する議論も踏まえ、成田空港のアジアにおけるハブ空港としての地位確立に向けて、民営化戦略、手順が検討されるべきである」とされており、今後所要の検討を行うこととしている。そのため、上記検討の結論が出され、措置されるまでの間については、国が成田会社の全株式を保有することとなり、成田会社の法人の性格は、他の国際空港の管理会社（新関西国際空港株式会社・中部国際空港株式会社）と同様である（現在、新関西国際空港株式会社・中部国際空港株式会社については、課税標準2分の1で恒久の特例措置が認められている）。

・以上のことから、成田空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特例措置を維持することが必要である。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏空港の機能強化は、「未来投資戦略 2017 —Society 5.0 の実現に向けた改革—」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においても、地方空港等のゲートウェイ機能強化策の一つに位置付けられている。 ・空港法第 4 条において、本来は国が設置・管理を行うべき成田国際空港について、成田会社が設置・管理を行うこととされている。 ・また、成田国際空港株式会社法第 5 条において、成田会社が行う事業の範囲として、成田国際空港及び同空港内の航空保安施設の設置・管理が規定されている。 ・国土交通省の政策評価体系上、「24 航空交通ネットワークを強化する」に位置付けられている。
	政策の達成目標	2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、1 時間あたりの処理機数を増加させる。 さらには、第 3 滑走路整備、夜間飛行制限の緩和等について、地方公共団体の要望等を踏まえ、関係機関と速やかに検討を進め、更なる機能強化に取り組むことにより、国際航空ネットワーク、LCC ネットワーク、国際航空貨物ネットワークを充実させアジアのハブ空港としての地位確立を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間（平成 30 年度～平成 31 年度）
	同上の期間中の達成目標	政策目標の達成に向け、首都圏空港の機能強化に関する検討に基づき、1 時間あたりの処理機数の増加（時間値の向上）に必須となる、① A・B 両滑走路における高速離脱誘導路の整備、② 別途検討している駐機場等の整備に重点的に取り組む。また、③ 第 3 滑走路整備、夜間飛行制限の緩和等について、地方公共団体の要望等を踏まえ、関係機関と速やかに検討を進め、更なる機能強化に取り組む。これらにより、国際航空ネットワーク、LCC ネットワーク、国際航空貨物ネットワークの充実を図ることにより、アジアのハブ空港としての地位確立を図る。
	政策目標の達成状況	現在、1 時間あたりの処理機数の増加のため、高速離脱誘導路の整備及び駐機場等の整備の取り組みを進めているところ。
有効性	要望の措置の適用見込み	成田国際空港株式会社
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣アジア諸国との空港間競争が激化し、また、夕方時間帯等のピーク時間帯において航空会社からの就航需要に応え切れていない状況の中で、本特例措置により成田会社の負担を軽減し、成田国際空港会社が必要な設備投資（誘導路、駐機場等）を行うことで、更なる機能強化を着実に実現することが可能となる。 ・上記の成田国際空港の更なる機能強化により、空港周辺自治体の経済活性化に大きく寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別土地保有税の非課税措置（地方税法第 586 条第 2 項第 23 号） ・不動産取得税の非課税措置（地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 23 号）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政策評価体系での位置付け：「施策目標 24 航空交通ネットワークを強化する」 平成 30 年度概算要求額 52 億円（成田国際空港関係）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置によって、国が行う管制業務等において、航空機の安全運航に必要な機器の更新・改良や、C I Q エリアの利便性向上のための整備を行うとともに、本特例措置によって、成田会社の経営安定化を図り、成田会社が行う基本施設等の整備を着実に実施させることにより、成田空港の容量拡大・機能強化を図っている。

<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>成田空港は、空港法上、本来であれば国が設置・管理を行うものとされているが、経営の効率化等の観点から成田会社が国に代わって設置・管理を行っているものである。現在、他の国際空港を設置管理する特殊会社については、特例措置（新関西国際空港会社、中部国際空港会社については、課税標準2分の1の恒久措置）が設けられており、国管理空港や地方管理空港についても、当該空港が所在する市町村に対して国有財産等所在市町村交付金（交付金額は固定資産価格の2分の1に1.4%を乗じた額）が交付されている。</p> <p>成田空港は、我が国の国際ネットワークの拠点であるとともに、地域経済、地域の環境対策の要としての役割を担っており、成田空港の更なる容量拡大・機能強化は、地域経済の更なる活性化をもたらすものである。</p> <p>本特例措置は、特殊会社である成田会社について、①経営安定化、②アジアの空港間競争を勝ち抜く等の観点から、会社創設当初より設けられており、近年の機能強化に関する検討及び航空会社の要望を反映し、今後も大規模な設備投資を積極的に行っていく必要があることから、本特例措置の継続は妥当である。</p>
-----------------------	--

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 24 年度 647 平成 25 年度 646 平成 26 年度 574 平成 27 年度 573 平成 28 年度 420 平成 29 年度 417 (単位：百万円)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） 適用総額： 平成 25 年度 47,405,614 平成 26 年度 40,981,321 平成 27 年度 40,844,101 (単位：千円)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成田空港の更なる機能強化を行うためには、多額の設備投資（誘導路等、駐機場等）が必要となり、空港間競争が激化する中で、本特例措置により成田会社の負担を軽減することで、設備投資の着実な実施が可能となり、更なる機能強化の実現が可能となる。 ・上記の成田空港の更なる機能強化の実現は、空港周辺自治体の経済活性化に大きく寄与。
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、1 時間あたりの処理機数を増加させ、国際航空ネットワーク、LCC ネットワーク、国際航空貨物ネットワークの充実を図ることにより、アジアのハブ空港としての地位確立を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの取組（1 時間あたりの処理機数を増加、国際航空ネットワーク、LCC ネットワーク、国際航空貨物ネットワークの充実を図るための取組）を進めているところ。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設 昭和 40 年度（恒久措置）※特例率 1/2 延長 平成 16 年度（平成 20 年 3 月まで） ※特殊会社化（株式会社）に伴い特例率 1/2 のまま 時限措置化 延長 平成 20 年度（平成 22 年 3 月まで） ※特例率を 1/2 から 2/3 に縮減し延長 延長 平成 22 年度（平成 24 年 3 月まで） ※特例率を 2/3 から 3/4 に縮減し延長 延長 平成 24 年度（平成 26 年 3 月まで） ※特例率を 3/4 から 4/5 に縮減し延長 延長 平成 26 年度（平成 28 年 3 月まで） ※特例率を 4/5 から 5/6 に縮減し延長 延長 平成 28 年度（平成 30 年 3 月まで） ※特例率を 5/6 から 7/8 に縮減し延長</p>
<p>ページ</p>	<p>29-5</p>